



環境アセスメント係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成23年4月25日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき（仮称）プラウド元住吉Ⅲ計画に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	野村不動産株式会社 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 住宅カンパニー事業開発三部長 神保憲之 菱重エステート株式会社 東京都港区芝五丁目34番6号 代表取締役 石井英一
	指定開発行為の名称	（仮称）プラウド元住吉Ⅲ計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区井田三舞町130番
	指定開発行為の目的	集合住宅の新設
	指定開発行為の内容	敷地面積：約11,660㎡ 計画人口（計画戸数）：898人（298戸） 建物高さ：約14.99m 延べ面積：約27,789㎡
	指定開発行為の施行期間	着工予定：平成23年11月 完了予定：平成25年3月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び期間	期間：平成23年4月25日（月）から 平成23年6月8日（水）まで 土曜日、日曜日等閉庁日は除く ただし、中原区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行っています。 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記準備書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm
	縦覧場所	中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧の条例準備書（写し）について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報等を伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成23年6月8日（水）まで （郵送の場合は、平成23年6月8日消印有効） 提出先：環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156